

第 14 回日野市ユニバーサルデザインまちづくり 推進協議会 議事録	平成 26 年 03 月 04 日（火） 14:00-15:40 日野市役所 201 会議
■出席者	
1. 日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進協議会	
会長	竹宮 健司 首都大学東京 都市環境学部 建築都市コース 教授
副会長	小根山 裕之（欠席） 首都大学東京 都市環境学部都市基盤環境コース 教授
委員	有山 一博 日野市聴覚障害者協会
	佐々木 信行 ピープルファースト東京
	田辺 邦夫 日野市視覚障害者協会
	谷保 恭造 日野市老人クラブ連合会
	早川 裕子 市民サポートセンター日野
	藤井 恵 公募市民
	藤田 博文 自立生活センター日野
	井上 敏夫 日野市商工会
	大場 主雄（欠席） 日野市社会福祉協議会
	香川 博志（代理）
	島 一喜 独立行政法人 都市再生機構
2. 日野市	
	日野市まちづくり部長 石本 弘一郎
	日野市企画部長 渡邊 博朗
	日野市健康福祉部長 小山 光雄
3. 事務局 日野市まちづくり部都市計画課	
	岡田正和課長・浅川浩二課長補佐・壁巢哉弥係長
	・大沢百代主任・前畑万里絵主事
■議事	
1 諮問事項	
	【諮問第 7 号】日野市ユニバーサルデザイン推進功労者表彰の策定について
2 報告事項	
	（1）職員研修について
	（2）筆談器等の設置について
3 審議・意見交換	
4 今後の予定	
	（1）平成 2 6 年夏頃 次回協議会
	（2）平成 2 6 年秋頃 市役所職員研修

■配布資料

- ・資料 1-1 日野市ユニバーサルデザイン推進功労者表彰実施要綱（案）
- ・資料 1-2 日野市ユニバーサルデザイン推進功労者表彰審査会審査基準（案）
- ・資料 1-3 評価方法、評価票
- ・資料 1-4 日野市ユニバーサルデザイン推進功労者表彰の流れ（案）
- ・資料 1-5 表彰受賞者のPRについて
- ・資料 1-6 東京都福祉のまちづくり功労者知事感謝状 受賞事例
- ・資料 2-1 職員研修の実施について（報告）
- ・資料 2-2 職員研修 アンケート結果
- ・資料 2-3 筆談器及び耳マークの設置について
- ・資料 3 名簿
- ・資料 4 第12回UD協議会議事録

■審議・意見交換

【日野市ユニバーサルデザイン推進功労者表彰について】

- 委員 : 資料 1-1 の 2 枚目（実施要綱）第 8 条にて、「普及性」という言葉に馴染みがない。「貢献度」のように、「普及性」は「普及度」、「地域連携性」は「地域連携度」としてはどうか。
- 事務局 : 「性」がいいのか、「度」がいいのか、市役所の部署に、法務担当という文言を審査する部署があるので、そこに確認し、決定したい。
- 会長 : 資料 1-2（審査基準）に書かれている内容を 1 番適切に示す方法を適用するということでよいか。
- 委員 : それでよい。
- それからもう 1 点、資料 1-2（審査基準）の第 2 項（3）独自性について、「特有な発想を取り入れるなど、個性的なものか。」と説明があるが、例えば他の市で同様の事例があり、とても良い事例であったため、日野市でもできないかといって模倣をしたようなものは駄目だということになるのか。
- 事務局 : 1 度他で世に出た事例と同様なものが日野市にも新たにできた場合どうか、という事かと思うが、全く同じものというよりは、少しずつ変化はあるだろうと思う。少なくとも日野市の中で同じようなものがないのであれば、個性的で、独自性はあると解釈しても良いのではないかと思う。また、1 度日野市で表彰された後に、また同じようなものが出てきたとしても、付帯するものがあるのであれば、これは個性的なものだと判断しても良いのではないかと思う。
- あまり範囲を狭めてしまうと、応募の件数がどんどん減ってしまう恐れがある。

前回の協議会でも、より広く、様々な人を表彰し、たくさん表彰した方が普及活動になるのではないかというご意見もあった。

個性的であるという部分についても、今後判断していかなければいけないが、まず1度制度を行ってみて、制度そのものを少しずつ変え足しし、より良い表彰制度にしていければと思うので、まずはやってみませんか、というところだ。

委員 : しかし、この「個性的」のところをどう解釈したら良いか迷われる方がいるのではないか。もし、模倣はいけないという考えであるなら、「模倣でないこと」という言葉を添えた方が分かりやすいのではないかと思う。

事務局 : より良い制度としていきたい考えは根底にあり、これから長く運用する制度であるので、細かい疑問等が出てきたときは、その都度皆さんと協議しながらそれを基準に追加していくというような手法を取ればと思う。また案件が出てきたところで皆さんと議論が深まれば良いと思っている。

事務局 : 補足だが、審査基準については、審査会の中での審査基準となり、表に出ないものだと考えている。そのため、やはり審査会の場で議論を深めながら運用していければと思う。

委員 : 同じく審査基準について質問がある。(7) 地域連携性について、常時地域の連携を持たなければいけないのだろうか。ある団体で、障害者と連携を持ったお祭りや運動会を年2回行っているところがある。そういう連携もこの基準には含まれるか。

事務局 : ユニバーサルデザインに関係する活動に対しては、表彰制度に推薦して良いものだと思う。福祉の活動も色々あると思うが、その活動がユニバーサルデザインに対してどれほど普及活動をしているのか、どれほど貢献しているのか、というところがポイントになる。

委員 : 継続性についてはどうか。

事務局 : 1回だけ活動を行ったものに対して表彰をすることは対象としていない。2年以上活動を続けたものを表彰したい。

委員 : それは理解しているが、日常の継続性とは違うので、その辺の統合性があるのかを知りたい。

事務局 : 毎日やっているものが対象なのか、年に1回でもいいのか、というのは重要なポイントかと思うが、毎日活動できるものと、毎日活動できないものがあると思う。委員がおっしゃったように、運動会のような大きなイベントを日常で行うのは難しいと思う。そういうものは、活動が例えば年に1回であっても、10年、20年続けているのであれば、事務局としては、連携性に値すると解釈できると考えている。

事務局 : 補足で参考の意見だが、資料1－6で東京都福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状 過去の受賞者一覧を配布している。その平成20年度に感謝状を贈られている4つ目の事例で、町田高等学校家政科が受賞している事例が載っ

ている。この活動も年に1度程度のものだったと思うので、そういう案件もあっていいのではないかと思う。

委員 : 評価したものは、評価結果が公表されるのか。

事務局 : 公表するものは、表彰される案件についてのみを考えている。

審査結果については、各案件について個々へ通知することは考えている。これを公表となると、合否が公表されることと同じで、そこまで公表する必要はないと考えている。

会長 : まとめて、市長選考が終わって、表彰されるものだけを公表するということですね。

委員 : 資料1-4（表彰の流れ）に関連して、資料1-1（実施要綱）第11条に表彰を「年1回行うことができる」とあるが、東京都の場合は12月に賞を渡している。東京都の時期に合わせて、日野市ではどの時期にこの制度を行うのかということを決めた方が安心だと思う。

事務局 : 時期について、今年度東京都に市から推薦をする場合の締め切りが7月12日であった。今後も7月にその締め切りがあると仮定をすると、それまでに日野市の表彰受賞者を決めておく必要があるかと思う。募集の時期も少し幅を持たせた方が案件もより多く集まるかと思うので、逆算をして、年明けや年度末には募集をしている状態で、年度が明けた頃に、審査会や市長への推薦、表彰を行い、7月までには東京都へどの案件を推薦するのが決まっていればいいのではないかと考えている。

会長 : 2段階審査については、今の時点で2段階審査を行うのかどうかを決めておく必要はあるか。

事務局 : 案件がたくさん出てくれば、喜ばしいことではあるが、20～30件出てきた場合に、審査会を丸1日かけて行うのも、審査委員の皆さんのご予定もあると思うので、難しいと思う。おそらく審査会は半日程度になると思うが、その限られた時間の中で全てを審査するのは厳しいかと思うので、案件の数によっては2段階に分けて審査を行わせてもらえればと考えている。基本的には資料の図の左列（審査は1度で行う流れ）でいきたいと思うが、案件が多い場合だけ、2段階で審査していただければと思っている。

委員 : 多い場合というのは大体何件くらいか。

事務局 : 審査会の時間は2～3時間が限度かと思うので、15件程度になってくると時間的に厳しくなってくると思うので、その時は2段階に分けさせてもらえればと思う。おそらく1案件につき、説明や補足を入れて10分程度かと思う。そうすると1時間で6件、2時間で12件となり、あまり時間を取っていただくのも申し訳ないので、15件以下であれば1回の審査で終わらせられればと考

えている。

委員 : 資料 1－3 の評価の記入について、あまりそういうことはないのかと思うが、極端な評価の仕方、例えばある案件に対し、1 人は全部の項目に対してとても優れているという評価をするが、片やこれはそうでもないと低く評価される案件と、皆さんが標準的に真ん中くらいだろうと評価する案件が、平均をとると同じ評価点くらいになり得る。そういった場合に、評価の内容を見比べると、差が極端に開いた案件についてはどのように扱っていくのか。

事務局 : 評価は委員の皆さんの主観的な評価となってしまうのかと思う。その中で、例えば評価が 5 ばかりの人、3 ばかりの人がいることは事務局でも懸念はしている。そのため、評価をしてもらう前に、事務局として判断した点数を一度提示した方が良いのではないかと考えている。事務局では、都市計画課の仕事として、「日野市ユニバーサルデザイン推進条例」やそのマニュアルに沿って建築物等の審査事務を行っている。そこで、その基準通りになっているものについては、当たり前の整備なので評価点 3 となる。それ以上のものとなると 4 点、5 点となるので、正しい評価かは分からないが、事務局案として事務局で付けた点数を事前に皆さんにお示しするというのも考えている。それを参考にみていただいた上で、委員の皆さんには評価していただければ良いかと考えている。

会長 : 審査会で評価票に評価を記入するが、その前に審査会で議論はあるものだと考えてよいか。どういう理由でその案件が推薦されてきているのか、また現地調査が必要なものであれば、実際見てきて、ここが評価のポイントであるということを委員が共有した上で、評価をする。その上で評価がバラつくことは、それぞれ委員の評価の観点の違いからになるかと思うが、審査会としての評価の基準はきちんと共有をして、それから審査に臨めばいいのではないかと思います。

委員 : 実施要綱第 6 条に「日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進協議会に審査会を置く」とあるが、日野市ユニバーサルデザインまちづくり推進協議会＝審査会ということか。それとも、協議会の中からの何名かで審査会が構成されるということか。

事務局 : 協議会＝審査会だと考えてもらえば良い。

委員 : 資料 1－4（表彰の流れ）の②に「事務局で取りまとめた案件を事前に審査委員へ郵送」とあるが、案件を手元にもらっていきなり審査するよりは、先に事務局で取りまとめ、ある程度事前調査もし、客観的な情報を取り入れた形、あるいは現地調査しなくてもその資料を見ればある程度判断できるような形で審査会をしてもらえると非常にありがたい。

事務局 : 事前に案件をご確認いただくときに、ある程度、雛形のような様式を作って、

分かりやすいように資料を作成し提示することを考えている。事務局で、まだそこまで煮詰めていないが、皆さんに分かりやすい資料にしたい。

委員 : 郵送していただいて、いきなり個々の主観で判断するよりは、ある程度同じテーブルにのったところを限られた時間で審査するようにしてもらえるとありがたい。

事務局 : 承知した。

委員 : 資料 1－6（都感謝状の過去の受賞者一覧）で、表彰区分のところに、都では（４）小・中・高校生等による取組まで入っている。日野市の制度では（３）までしか区分しておらず、（４）は省いている。子供たちにもこういうことに関心を持ってもらうことはいいことだと思うが、なぜ（４）を省いたのか。

事務局 : 表彰区分の（４）を省いているというよりも、小・中・高校生が、例えば（１）普及・推進のための活動をしているという事例もあると思う。東京都の表彰区分（４）は小・中・高校生に特化したものになるが、小・中・高校生により（１）の普及・推進のための活動をしているだとか、（２）施設の整備をしている、また（３）製品の開発を行っているということも考えられ、小・中・高校生に特化をしなかっただけだと認識していただきたい。また、小・中・高校生を除こうとは一切考えていない。もし小・中・高校生の方でそういった活動があれば、皆さんの方から推薦していただいて、それを議論することになる。特に何か意味があって（４）を省いたということではない。

委員 : 小・中・高校生も含まれるということか。

事務局 : 含まれる。

委員 : 小学校や中学校に表彰制度の P R はされないのかもしれないと思ったのだが、そういうことは特にしないということか。

事務局 : そうだ。

会長 : 現時点ではこの枠組み（資料 1－1（実施要綱）第 3 条にある（１）から（３）の区分）で運用し、小・中・高校生の活動についてはこの枠組みの中に含むということで良いか。

事務局 : そうだ。

委員 : 審査基準について、前回の素案にあった評価の基準の 1 つである「総合」を省略するということになっているが、色々な分野で評価し、結局そこで総合的には何点かということが 1 番ものを言うと思う。やはり「総合点」は省けないのではないか。

事務局 : 今の質問は、資料 1－3（評価方法、評価票）で合計した点数をどこかに示すということか。

委員 : 「総合点」を最後に評価のところに入れて、結局「総合点」で話し合われるべきだ。そのため、各審査委員に「総合点」は何点かというのを付けてもらい、そ

の点数に基づいて話し合われるのが分かりやすいのではないかと思います。

会長 : 「総合点」というのは合計点とは違うということか。

委員 : そうだ。事務局が元々提示していた「総合」評価は、合計して具体的に点数を総合的に出すということか。

事務局 : 前回委員からいただいた意見を反映して「総合」評価を削除している。当初「総合」を評価に入れていたが、今回の案でいうと評価基準の（１）～（７）の項目があり、それぞれ点数を付けてもらい、そして更に「総合点」というものを評価するというのは、どのように評価していいのか分からないということがある。それから（１）～（７）の平均が「総合点」ではないだろうかという事務局の判断もあり、今回「総合点」については省いた。

会長 : 資料１－２（審査基準）でも「総合」が削除されている。

委員 : しかし、「総合点」があった方が話し合いがしやすい。結局「総合点」を基準に話し合うわけなのだから。例えば「この案件は自発性がいい」と各長所についてそれぞれ話し合っているけど、話が進まなくなってしまうため、総合的に１つの案件を判断してそれで決めていくものだと思っている。

事務局 : それぞれの項目を評価してもらい、最終的にはそれが総合で評価するとどうかと改めて評価するものなのかどうなのかというところ。それについては、前回、別枠で評価するものではないだろう、「総合」とは全ての評価の平均点がある程度「総合」の評価に値すると解釈できる、と意見があり「総合」を省いた。

まちづくり部長 : 今委員がおっしゃっているのは、資料１－３の２枚目（評価票）で、例えばＡという候補者がいて、全７項目について全委員の付けた点数の平均点を総合点として見た中で、自分が付けた点数と見比べながら議論をするためには、ここで１回平均点を表示させて欲しいということか。

委員 : それもある。その方が話し合いが進みやすい。

まちづくり部長 : なおかつ、この評価票に総合点という欄を設けた方がいいということか。

委員 : 評価をする際に個々の点数はあるけれども、全体で見た時に更に評価点を「３」と付けるか「４」と付けるか、総合評価として出てくると思う。「総合点」は各評価項目で平均点として出すのか、それとも例えば「先進性」が際立って素晴らしいからそこを評価するため、「総合点」はやっぱり不要になるという判断もあると思う。評価が機械的に決まるのかという疑問がある。

まちづくり部長 : 評価点は各委員の数値なので、皆さんがＡという候補者に対して各項目に点数を付けた時に、それを集計して機械的に平均点を出し、平均点がどのくらいなのかを出すのはあると思う。もし、更にここに全項目の平均点を出す欄を設けるとすれば、例えばここに１０個の候補があった時に、その１０個の評価の参考値として、機械的な数値にはなってしまうが、本当にこの案件を推薦するのでもいいのかという比較論の世界で、参考値と見比べるのはあると思う。ここを機械的ではなく、１つの指数として、感覚で「総合」の点数を「総合値」として付けてしまうと、それはまた不明確になってしまうのではないかと思います。

で、前回、項目としては削除しようとなったはずだ。

皆さんも人間なので、最初に行う評価の緊張性と、後に行う評価の緊張性に差があるかと思う。例えば縦列で見るときに、本当にこれが推薦すべきものなのかの参考値として機械的な平均点を表示させるのは、良いのかと思う。最後に縦列で優劣を見ることは考えなくてはならない、というところの参考点として表示させるのであれば、委員がおっしゃることは一理あると思う。

委員 : 実際に評価を行う際には、勉強会もやるでしょうし、不都合があればまた要綱を見直す等すれば良いと思うので、これから実際に運用していく中で、少しずつ勉強をしたり、改正すべきことがあれば改正したりしていけばいいのではないかと、今のご意見をお聞きすると感じた。

委員 : 今おっしゃっていたように評価票に沿って機械的に出した総合点で判断すれば良いと思う。資料１－２（審査基準）第３項にあるように、評価票で５段階評価を行い、平均が３．０点を超えるものを対象に審査会で総合的な判断を行えば良いと思う。

委員 : 私は数字で評価するのが非常に苦手で、評価記入票の備考欄を使用した、文章での評価の意味合いを高めて欲しい。点数評価はあくまで参考値で、備考欄の文章評価を是非参考にして欲しい。

事務局 : これまでのご意見を反映し、評価票の中で点数を７項目付けてもらうことになっているが、評価票に１行追加し、平均点を示せるような枠を増やしたいと思う。

それから、委員がおっしゃった備考欄については、点数が付けづらいというお気持ちは承知している。それぞれ推薦された案件がどのようなものなのかは、事務局が皆さんに分かりやすくご提示しなければ、評価のしようがないと思う。それについては、どのように皆さんにご提示するのかを事務局で今考えており、皆さんに分かりやすく提示できるよう努力する。

委員 : 今の議論から、結局、審査会での委員の話し合いが大事だと感じた。ありがとうございました。

会長 : いただいたご意見より、審査会の十分な議論のもとで点数を付けるというのが大事だということ。ただ、自分の主観で点数を付けるのではなく、審査会できちんと議論した上で点数を付けるということによろしいか。

また、運用を始めてみなければ分からない部分もあるので、常に改善をするような姿勢で臨んでいきたいと思うがよろしいか。

全委員 : よい。

会長 : それでは、この諮問内容についてお諮りしたい。本件について、事務局が出した案のとおり、表彰制度を運用していくということによろしいか。

全委員 : 了承する。

会長 : それでは、諮問第７号の案件につきまして、事務局では来年度より制度の運用

をお願いします。

【市職員研修について】

意見なし。

【筆談器及び耳マークの設置について】

会長 : これらが設置されたことは、市民に対して何か広報はされているのか。
事務局 : 今のところしていない。
会長 : ホームページや市報でされるのが良いのではないか。
事務局 : 耳マークとはどういうものなのか、ということも含めての広報を次回までに検討する。

【審議・意見交換】

委員 : 私がユニバーサルデザイン協議会の委員になって、何回か会議に出たが、これまでも一部資料はあったが、今回初めて、次第から全ての資料が点訳されたものを事前に送ってもらった。事前に読ませてもらい、全部読むことができ、今回の会議も読みながら皆さんと議論を進めることができた。今までお客さんだったのが、初めて、1メンバーとして参加させてもらえたような実感を持った。これが、ユニバーサルデザインの1つの実現ではないかと思い、感謝したい。これについて本日少し申し上げたかったのは、ユニバーサルデザインの協議会に限った話ではなく、市から、例えば障害福祉課、生活福祉課、高齢福祉課から通知が来るとき、障害福祉課だけは封筒に発送元が分かる点字シールを張ってくる。そうすると、これは障害福祉課から通知が来ているのだと分かる。ただ中身はもちろん分からない。それから、この前納税課から督促状が届いたが、納税課と点字で書かれていなかったので何の通知か分からなかった。1期、2期についても通知があったようだが、それも中身が分からず、電話の督促をいただいてから分かった。今回はあえて納税課職員に、「納税課という点字シールを張って通知を出して欲しい、それでないと中身が分からない」と伝えた。すると納税課の職員は、「そういうシールがあるんですか」ということで温かく対応してくださり、すぐにシールを張って督促状を送り直してくれた。ようするに私が言いたいのは、市からの通知は私たち盲人には分からない。今は、点字を読めない盲人もたくさんいるので、「点字をして欲しい」というと少し語弊があり、コンピューター（メール）の方がいいという方もいる。盲人の中にも様々いるが、かなりの人数がまだ点字を使用し、点字に頼っている。そういうのを市は相手がどういう相手なのか、点字の希望者なのか、あるいはコ

ンピューターの希望者なのか、あるいは電話で直接話して欲しい希望者かを調べ、直接行政側が相手に通じてもらうということを原則にして欲しい。家族がいるじゃないか、とかヘルパーがいるじゃないか、とか思うかもしれないが、家族がおらず、一人暮らしをしている者もたくさんいる。また、ヘルパーさんと簡単に言われても、ホームヘルパーさんの主な仕事は、掃除や洗濯の手伝いであり、市の通知を見てもらうとなると個人情報もあり、他人に知られるよりも、自分で知りたいという情報もある。

税金の督促状ともなると、いかに行政が直接的に当人に知らせるかということが大きな問題ではないか。

私たちはよく友人間でこのようなことについて話すが、日野市だけが遅れているわけではない。かえって日野市はとても進んでいる面があって、今日持ってきたが、日野市中央図書館の館報なんかは、点字でちゃんと送ってきてくれる。ですから、図書館の活動などは点字で知ることができ、十分に分かる。こういう素晴らしいサービスをしている日野市なので、あえて言うが、各友人が、また日本盲人連合も、やはり点字を法的化するためにも、そういうことをして欲しいと、各市で運動している。そういう意味でも、日野市でも検討して欲しい。もしできないとすれば、何が問題でそういうことができないのかということについて、結局どういうことが必要なのか、人為的な面でサポートが必要なのか、あるいは経済的な予算の面でできないのか、そういうプロジェクトチームでもいいので作っていただき、どういう問題点があるのか、少し考えていただきたい。

例えば今は障害福祉課からは点字シールが張られた通知が来るが、まだ中身までは点訳されていない。でも、中身と言っても、「これは〇〇についてのお知らせです」という数行の点字でも十分。そうすれば私たちは安心する。納税課からの通知でも、例えば「第3期の支払いがまだありません。5千円支払ってください。」という数行の点字でいい。そういうものを直接やれないのはなぜか、どこに問題があるのか、これは、個々に何課の誰が悪いというのではなく、やはり、市全体の原則として、全体の対応がそうなるように、ユニバーサルデザインで以て、音頭を取っていただきたい。

以上です。今日は、本当に資料をありがとうございました。

事務局

: まず、「日野市ユニバーサルデザイン推進条例」というものがあり、平成21年から運用が始まっている。今委員のおっしゃったとおり、点字の資料に限定するならば、できない理由はどこにあるのか、という問題点についてユニバーサルデザインを推進している都市計画課では議論を深めることすらできていないのが現状。しかし、福祉の部門では議論していると思う。

ユニバーサルデザインの考え方を浸透していくために、例えば委員のような方々の気持ちを察するために、どのようにしていったらいいのかという手法の1つに職員研修を深めていき、それで職員1人ひとりに「心のバリアフリー」

を取り入れていこうと考えている。

細かいことだが、都市計画課に点字シールを作成するための機械が1つある。それを使って、この前委員のところに届けた資料の封筒にも点字を付けた。来年度は、予算化されれば、点字プリンターを都市計画課の方で購入しようと考えている。

この前委員にお持ちした点字の資料は、六点の会という点訳グループがあり、そちらの方々に作成していただいた。正直言うと、資料を作成していただいても、私たちではその点訳が正しいのか、正しくないのか、ということも分からない。そういうこともあるので、まずは点字プリンターを使って簡単な資料だけでも私たちが作成して、日野市のユニバーサルデザインを司る部署として、点字の資料についてもより良いものを作っていきたいと考えている。よって、これからを見ていただきたい。

委員 : あまり無理されなくていいと思う。六点の会の方の点字はとても素晴らしいものだ。そのように、点訳は委託するなり、ボランティアにお願いするなり、そういうところに請け負わせて良いと思う。都市計画課の方々が点字を覚えるのは大変。点字はどういう仕組みでできているのか、知ってもらおうと私たちとしては嬉しいが、それを実用化されなくてもいいのではないかとちょっと思う。つまり私は、点字を知らない盲人には電話連絡を、コンピューターを使える盲人にはメールで、というように、原則として、当人と連絡を取ることをして欲しい。家族とかヘルパーを毎回頼らないといけなくなると、家族やヘルパーさんは時には全てが全て良いとは限らない。そういう人を媒介しないで、行政と当事者とが直に繋がるようなこと、それは原則として大事なことだと思う。それをやはり市の大きな行政原則として考えてもらいたい。その延長線上として、その人に合った方法で連絡を取って欲しい。

会長 : 貴重なご意見ありがとうございます。

健康福祉部長 : 今のご意見では、それぞれの方に合った情報の提供手段を取って欲しいということだと思う。障害福祉課が非常にそこには意識を持っているが、その他にも生活福祉課、高齢福祉課、健康課というところもあり、それぞれに体にハンディがあるかないかということ意識せずに来た。しかし今はそういったことを意識しましょうということで、それぞれの課の中で、高齢福祉の中でも元気な高齢者、また目の不自由な方、体の不自由な方、色んな方がいるだろうということを意識して仕事をしよう、今事務局が言われたようなことと同様なことは健康福祉部でも考えてはいる。

予算のことや個人情報のこと、色々な問題を乗り越えていこうと部内でも行っているのもう少しお待ちいただきたい。

会長 : 少しずつスパイラルアップしていくということがユニバーサルデザインの原則だと思うので、是非進めてもらえればと思う。

【今後の予定】

事務局

: (1) 平成26年夏頃には次回の協議会を予定している。

まず事務局としては、表彰制度を実施できるよう、条例の第13条にある「表彰を行うことができる」ということができる規定に基づき、施行規則の改正を進める。それから、シンボルマークの作成方法についても事務局で考え、進めていく。次回の協議会では、シンボルマークの確定をしたい。

また、事務局では表彰制度の公募に向けて、募集要項の作成等細かい作業も行っていく中で、また皆さんに協議していただきたい点が出てきた際には次回の協議会にて提示する。

表彰制度の時期については、もし7月の東京都への推薦の時期に間に合わせるとなると、来年度の推薦に間に合わせるには期間が短いので、まずシンボルマークを作成し、シンボルマークができたなら、年度の後半で日野市への表彰制度の募集を開始したい。そして翌年となってしまうが、平成27年度の東京都への推薦を目指し、日野市の表彰制度を進めていきたい。

(2) 秋頃には職員研修を実施予定。

回数を増やすと1回目はもう少し早い時期になることも考えられる。

今年度の研修で有山委員に講師をお願いしたこともあり、他の委員の皆様にもご協力をお願いすることも考えられる。その際は相談にのっていただきたいので、よろしくお願いします。

以上